

## 動物解放論争の理論的展開----反動物解放側の議論を中心に

伊勢田哲治

動物解放論争は、動物実験、工場畜産、動物性の製品の使用など、さまざまな具体的なレベルで展開している。理論的にも、動物解放派と保守的反解放派の間、あるいは動物解放派とよりラディカルな環境派の間で活発な論争が展開されている。シンガー、リーガンといった動物解放論の第一世代が議論のおおまかな枠組みを決めた後、現在では解放側、反解放側ともに、動物行動学の知見を取り入れつつ、よりニュアンスに富んだ理論構築を目指しているようである。本サーヴェイでは、理論的なレベルでの、保守的反動物解放派の議論をめぐる論争に焦点をあてたい。<sup>注1</sup>

本稿で主に取り上げるのは、反動物解放派であるリーハイとカラザースの議論である。リーハイはウィトゲンシュタインの言語ゲームの考え方から、カラザースはスキャンロン流の社会契約説からそれぞれ反動物解放の論陣をはっている。こうした反動物解放派の議論の展開に対して、動物解放の側でも新しい論点がいくつか導入されている。そこで、本稿ではさらに、動物解放の側からサボンツィスの理性の非重要性を巡る議論とドーキンスの進化史からの滑り坂議論を簡単に紹介する。その際、とくに注意したいのが、限界事例の取り扱いを巡る問題、つまり、幼児・老人性痴呆症患者・ある種の知的障害者など、知的能力において、ある種のほ乳類よりも劣ると思われる人々の取り扱いである。こうした事例が問題になるのは、動物と人間のあいだの差別的取り扱いが、しばしば両者の間の知的能力の差をもって正当化されるからである。以下、まず反解放の側の議論を紹介するとともに簡単なコメントを行う。続いて解放側の議論について同じことを行う。

なお、以下の議論では「動物」という言葉を、特に断らない限りは、人類をのぞく哺乳類と鳥類を指すのに用いる。これは、日常言語の「動物」という言葉の指示対象とおおむね重なるし、動物解放論争で事実上念頭におかれているのも多くの場合これらの温血動物である。実際、「動物」という語を使う上での同種の断り書きは、この論争を巡る著作の中でしばしば見受けられる。

### 1 近年の反動物解放の理論

#### 1 - 1 リーハイの議論----言語ゲームと動物の取り扱い

最初に取り上げるのは、マイケル・リーハイの *Against Liberation: Putting Animals in Perspective* (1991) である。この本の中で、リーハイは、ウィトゲンシュタインの「言語ゲーム」の考え方を導入することで動物解放に反対する議論を補強することを試みている。

リーハイの議論は、R.G.フレイの反動物解放の議論(Frey 1980)に手を加える形で行われている(Leahy 1991, ch. 3)。フレイによれば、道徳的に考慮されるべき利害は欲求能力に基づくが、欲求を持つにはそれに結びつく信念も持つ必要がある(たとえば「ゲーテンベルク版の聖書がほしい」という欲求は、「今自分のコレクションの中にはゲーテンベルク版聖書がない」という信念を前提とする)。しかし信念のような内包的態度は言語能力抜きにはあり得ず、言語能力のない動物は、したがって道徳的に考慮されるべき利害を持ち得ない。この議論のそれぞれのステップに対して、さまざまな動物解放論者によってすでに詳細な反論がなされている。リーハイは、これらの反論は、欲求や信念が心的状態であるというあやまった前提に基づくと考える。欲求や信念の帰属は、むしろ、複雑な言語的なやりとりの中で行われるものなのである。ここで導入されるのが、ウィトゲンシュタインの言語ゲームの考え方である(Leahy 1991, ch.5; Wittgenstein 1958; Wittgenstein 1967)。

<sup>注1</sup> 動物解放論とラディカルな環境派の間の論争も興味深い展開をみせているが、これについては別の機会に譲らねばならない。これを巡る主な論文はHargrove 1992に収録されているので興味のある方はそちらを参照されたい。

心的状態に関する言語ゲームは何もないところに組み立てられるのではなく、前言語的な行動を基礎として組み立てられていく。ここでまず使われるのが、ウィトゲンシュタイン自身にとっても中心的な例となる「痛み(pain)」をめぐる考察である(Leahy 1991, 124-128)。人間が「痛み」という言葉を習得するときは、最初は泣き声をあげたりさすったりするだけだったのが、そういう場合の言語表現のしかたを学んでいくことにより、言葉での「痛い!」という表現に置き換えられる。ここからさらに痛みに関連するさまざまな概念の使い方を学んでいくことで、われわれは痛みについて考えることができるようになる。この意味で、痛みは複雑な社会的現象である。他人に対して「痛み」を帰属させるかどうか、第一義には、本人がそれを「痛み」として表現するかどうか(つまり「痛いの?」と訊いたときに「はい」と答えるかどうか)によって決定される。もちろん、そうして直接聞くことができない場合には、状況や行動から推測して「痛み」を相手に帰属させるかどうかを決める。これに対し、動物の痛みは、「中間的な事例(intermediate case)」と見なされる。犬などのほ乳類の行動と、人間が痛みを感じる時に示す行動との類似性から、そうした動物に「痛み」を帰属させるのは非常にリーズナブルで常識にかなったことではあるが、かれら自身が言葉で表現しない以上、これは推測にすぎず、不確実性がともなう。せいぜい、動物の痛みや苦痛の反応は「前言語的プロトタイプ」であって、人間の場合の複雑な社会現象としての痛みと同一視することはできない。ここで重要なのは、ある動物に痛みを帰属させるかどうかは、その動物の主観的な経験の問題と言うよりは、「痛み」という言葉を巡る言語ゲームの問題だということである。

これに対し、後悔(remorse)、希望(hope)、悲嘆(grief)、同情(compassion)などの感情については、そうした「前言語的プロトタイプ」は存在しない(Leahy 1991, pp.132-134)。従って、こうした感情をある個体に帰属させるには、行動上の特徴だけでは決定的に不十分であり、本人がそうした語彙を学んで言語的に伝達できるようになる必要があるのである。

しかし、動物が言語を持たないというのは本当だろうか。リーハイは一章を割いてこの問題を検討し、動物は「原初的な存在(primitive being)」であり言語はもたない、という結論を出す(Leahy 1991, ch. 6)。具体的には、彼は、70年代くらいまでの、チンパンジーやゴリラに手話を教える試みを検討している。これらの試みについては、ハーブ・テラス(彼自身チンパンジーに手話を教える試みをおこなった)の非常に否定的な論評があり(Terrace 1980)、リーハイの結論もそれに依拠している。すなわち、類人猿ですら、統語論的規則を理解し自発的に発話するといった、非常に基本的な言語能力を持つにはいたらない。<sup>注2</sup>

以上のような動物の能力に関する考察から、動物をどう取り扱うかについてどういうことが言えるだろうか(Leahy 1991, ch.7)。リーハイは道徳理論はせいぜい新しい道徳的直観を導入するだけで、道徳的直観に対する優越性はないと考え、もっぱら我々の現在の道徳的直観(言い換えれば道徳を巡る言語ゲーム)がどうなっているかを考察する。道徳の言語ゲームの基礎には、「基本的な衝動(basic impulse)」として、自然な愛情や、痛がっている者を助けたいという衝動がある(pp. 170-171)。こうした衝動の階層構造を反映して、道徳的価値もまた非常に複雑な多重構造、一種のヒエラルキーを持つ(pp.170-175)。われわれは家族・親戚・友人などを大切にし、そのまわりにあまり親しくない人々が位置し、そのまわりに人類全体、動物、自然世界、といった順で重要度の順位がつけられる。確かに犬は場合によって家族の一員として名誉的な地位を与えられることはあるが、そうした地位は状況次第で簡単に剥奪されるものであるし、犬という種族全体の地位はいずれにせよそのままである。

「権利」や「義務」という概念にはすべての人を等しく取り扱うという含意があるように見えるが、ここにもやはりヒエラルキーがある(pp. 175-178)。われわれは自分の子供を養育する義務はあっても、見知らぬ他人がおぼれているのを助けることは義務として

<sup>注2</sup> 80年代以降の動物行動学の発展、とりわけアトランタの言語研究センターでのボノボを使った実験は、こうした初期の悲観的な結論に疑問を投げかけている(Degrazia 1996, pp. 183-198)。ただ、リーハイがそうした最新の情報を自分の著書に盛り込み切れていないというので彼を非難するのは酷であろう。

要請されてはいない。動物に対して人道的に接する義務は（少なくとも法的には）さらにそれ以下である。このような権利観の背景としてリーハイが持ち出すのが、社会契約説的考え方である(pp. 178-180)。<sup>注3</sup> われわれは「ギブ・アンド・テイク」の関係の中で「権利」や「義務」をめぐる言語ゲームを習得していく。そうした互惠の関係が成立しない相手（当然動物もここに含まれる）に対して「権利」という言葉が使われるときには、それは比喩的な表現であるか、間接的な義務の表現である。

しかし、困窮している者を助けたい、という基本的な衝動にたちかえれば、そうした現存する制度をくつがえして動物を助けるべきだということにはならないのだろうか。リーハイは、「もし動物が、あらゆる種類の認知能力をわれわれが人間に帰属させるのと同じ意味で持つのならば」そういう結論になるかもしれない、と認める(p. 196)。しかし、もし言語ゲームの概念に基づく分析が正しく、「痛み」や「苦しみ」についてさえ言葉の使える人間について言う場合と動物について言う場合では違う言語ゲームなのだとしたら、この条件はみたされない。

このように、リーハイは言語能力に非常に大きなウェイトを置くため、言語能力をもたない人類の構成員、つまり幼児・知的障害者などをどう扱うかが当然問題となる。リーハイは知的障害者の場合と幼児の場合は分けて考えるべきだとし、別々に論じる。

まず知的障害者をめぐる問題を考えてみよう(pp.201-205)。リーハイがまず指摘するのは、知的障害者にも非常にさまざまなレベルがあり、しかもその大半は、最低限の言語能力は備えているということである。ここまでの考察により、言語能力の有無が道徳的な言語ゲームに参加するための最低条件であるため、これらの知的障害者と動物の間に差をもうけることに問題はない。では、言語能力すらもない極端な事例についてはどうか。リーハイは、われわれが普通そうした重度の知的障害者がある意味で望ましくない状態だと認識していることを指摘する。これはもちろん、すでに生まれてこの世に存在する重度の知的障害者をどこかへやってしまおうという話ではない。そうではなく、これから生まれてくる子供については、両親や社会は、知的障害を持たずに生まれてくることの方を望む、ということである。「この意味で、世界に精神的遅滞、狂気、老人性のぼけなどがなかったら、世界はよりよい場所だっただろう、といえるのである」(p.205)。同じことは鳥や獣についてはいえない。彼らは'sui generisな'（それ自体で一種をなす）ものであり、能力を完全に発揮した状態で、やはり言語能力を持たないのである。したがって、動物と重度の知的障害者の間の並行関係は、ある程度までしか成立しない。

幼児の取り扱いについては、リーハイは潜在能力に訴える。(pp.205-207)。幼児は言語能力を発達させる潜在性をもっており、そうした潜在能力が現実のものへと進んでいくように守り育てるのがわれわれにとって望ましい。当然ながら、この議論には、胎児や胚も人間になる潜在能力を持つではないか、という反論が出るが、リーハイの考えでは、潜在的なXは現実のXの権利の一部をもち、そして潜在性が現実性に近づけば近づくほど認められる権利の割合は大きくなる。いずれにせよ、動物はいかなる意味でもこうした潜在性を持たないため、幼児に対して認められる権利も動物には認められないことになる。

リーハイの議論は、言語ゲームの考え方を取り入れた点、限界事例の扱いについて積極的な論点を提示した点で注目には値すると思われるが、全体としての整合性という点では非常に不満が残る。特に身内びいき的な道徳心理と、権利論という本質的に平等主義的な道具だてを疑問も感じずに併用している点が問題だろう。<sup>注4</sup> 道徳心理学、権利論、契約説など雑多な要素を統一するには、言語ゲームという理論的枠組みは少し弱すぎるように思われる。とくに、限界事例の扱いは、理論的な背景がはっきりしないために説得力を欠く面が強い。さらに、リーハイの議論では現行の言語ゲームと違うゲームが導入される可能性を排除することはできないだろう。動物解放論者が求めているのは、ある意味では、まさに動物の能力や地位についての新しい語り方、新しい言語ゲー

<sup>注3</sup> リーハイはロールズの契約説に特に言及するが(Leahy 1991, pp. 17-20, pp. 178-180)、平等主義の色彩の強いロールズの立場と、身内びいきを積極的に認めるリーハイの道徳的直観の間にはかなりの開きがある。

<sup>注4</sup> もう一つ、身近なものをひいきする考え方からは、ペットを赤の他人より優先しないことを正当化するのは難しいということはたびたび指摘されている。Sapontzis 1987, 151-154、DeGrazia 1996, 61-65など。

ムの導入だともいえるのである。

## 1 - 2 カラザースの議論----二層理論的契約説

もう一人、近年の反動物解放の議論として注目されているのが、ピーター・カラザースのThe Animals Issueである(Carruthers 1992)。彼の方法論は、反省的均衡によって道徳理論と常識的見解の間の調停を行うというものである(pp. 6-9)。具体的には彼は功利主義と契約説を比較し、動物を巡る直観との間で反省的均衡を求める上で、ある種の契約説の方が優れている、と論じる。

カラザースはまず功利主義と契約説の一般的な比較から話を起こす(Carruthers 1992, ch. 2)。判断の基準となるのは、それらの理論の道徳的な概念や道徳的な動機づけについての考えが説明としてどの程度強力か、また規範的な帰結がどの程度受け入れやすいものであるか、という点である。まず、功利主義の側について、カラザースは、行為功利主義や規則功利主義などさまざまなバージョンの功利主義を比較した上で、ヘア(Hare 1981)の二層理論に基づくバージョン(カラザースの用語法では「性格の質功利主義(quality-of-character-utilitarianism)」)が理論的整合性および直観との一致という点でもっとも問題が少ないと考える。この立場によれば、功利の原理は望ましい性格を選び出すのに使われ、現実のわれわれは、そうして選び出された性格(それ自体としてはしばしば非功利主義的な性格)を身につけることで、結果として効用を増大する。しかし、「性格の質功利主義」ですら、われわれにとっては多くを要求しすぎるように思われる、とカラザースはいう。例えば、功利主義を受け入れるならば、われわれは絶えず見ず知らずの人を助けるために奔走しなくてはならないだろう。身近なものをまず助けるような性格が結局は全体としての効用を最大化する、という議論は、この不平等な世界ではあまり説得力がない。

契約説の側では、ロールズと、それを改良したスキャンロンのバージョンが検討される。ロールズは、無知のヴェールの背後での契約という非常に人為性の高い条件を想定する。そのため、契約者たちがどういう情報をヴェールの背後にもちこめるのか、ということについて非常に恣意的な判断が下されているのではないか、という批判がなされてきた。これに対し、スキャンロンの考えでは、社会契約の場を設定するには別に無知のベールを設定する必要はなく、関係者全員が、自由で強制のない一般的な同意に達したいという目的を共有しているときに彼らの間で成立するような合意を考えればよい(Scanlon 1982; Carruthers 1992, p. 38)。現実の人間はそうした目的を持たないかもしれないし、またそういう状況で合理的に判断するとは限らないので、これらの点でスキャンロンのバージョンにもまたある程度の理想化は含まれている。しかし、スキャンロンの考えでは、この理想化は、その社会契約が我々に対して持つ拘束力をうち消してしまうほどのものではない。もし人間が他人が自由かつ合理的に受け入れられるような仕方での自分の行為を正当化したいという基本的な必要をもつ、と考えれば、彼らはスキャンロン流の契約を受け入れるであろうし、この要請はそれほど突飛なものではない(Carruthers 1992, p.45)。これらの契約説に対しては、義務の範囲があまりにも制限されすぎる、自由主義的資本主義の表明にすぎない、普遍主義的にすぎる(これは共同体主義者から)など様々な批判がなされている。カラザースの全体的な評価は、功利主義、契約説とも、もっとも洗練されたバージョンは十分に強力な理論であり、われわれの直観の多くとも整合するが、契約説の方が若干有利なようだ、というものである(pp. 48-49)。この点でいくつか興味深い議論もあるが、本稿の目的は彼の動物解放に関する議論なので、これ以上は立ち入らない。

では、功利主義と契約説をそれぞれ動物の問題に適用した結果はどうなるだろうか。ここでも、カラザースはまず功利主義の方から検討する(Carruthers 1992, chs. 3 and 4)。カラザースはシンガーの動物解放の議論を詳細に検討するが、ここではその細部に立ち入る必要はない。カラザースが言うとおり、シンガー流の功利主義の観点からすれば、動物の苦痛には人間の苦痛に対するのと等しい配慮が払われるべきであり、したがって動物に対する常識的な取り扱い(狩猟、工場畜産、動物実験など)は、根本的に改められ

なくてはならない。このように直観と対立する道徳理論が反省的均衡の中で受け入れられるには、その理論が対立する広く受け入れられた信念を説明しきる(explain away)ことが必要だとカラザースは言う(p.66)。功利主義は、われわれは心理的にえこひいきしてしまいがちだと指摘することで、ある程度そうした説明を与える。しかし、人間の苦痛と動物の苦痛をまったく同列にあつかうことへのわれわれの抵抗は、これだけではとても説明しきれそうにない。ここでカラザースが使う想像上の例は興味深い(pp. 67-68)。あるサディストに人間ひとりと犬一匹がとらわれて、拷問を受けているとしよう。あなたは彼らを救援に行くが、人間と犬どちらかしか助ける時間がない。ここで、両者の苦しみと同じ量であったとしたら、功利主義の観点からいえば、どちらを助けてもかまわないはずであるが、直観的には、ここでは人間の方をこそ助けるべきである。<sup>注5</sup> この直観は非常に強いものなので、これをえこひいきだと言われて納得する人は少ないであろう。この事例が奴隷制に関する直観と違うのは、奴隷制の場合には、きちんと奴隷制を正当化できるような道徳理論など一度も存在したことがないが、動物の場合には、以下に説明する契約説がこの直観の十分な正当化を与える点だ、とカラザースはいう(p.69)。

功利主義と直観との隔たりは、動物の生命を奪うことが絡んでくるとさらに広がる(ch. 4)。功利主義の立場からは、ほかの条件が同じなら人間の命を奪うことと動物の命を奪うことはまったく同等に扱われなくてはならないだろうが、これは非常に強くわれわれの直観に反する(老い先の長くない老人一人と、若い犬数十匹のどちらの命を救うかという選択状況を考えて見よ)。選好功利主義者は「死にたくない」という選好を人間だけが持つことに訴えて差別的扱いを正当化しようとするかもしれない。しかし、功利主義の立場から考えれば、実際に経験される選好の充足だけが問題になるはずだが、「死にたくない」という選好が満たされないという状態は経験され得ないため、考慮に入れることはできないはずである。あるいは、ミルの快樂の質に類する区別を導入して人間の経験と動物の経験を差別化しようという考え方もある(興味深いことに反功利主義者のはずのリーガンもこの路線をとる。Regan 1983, p. 324)。しかし、ミルが快樂の質の判断に使う、「両方の状態を知る者たちがどちらを選ぶか」というテストは人間と動物の間では成立しない。以上のような考察から、カラザースは功利主義と動物の扱いについてのわれわれの直観を反省的均衡で調和させるのは非常に困難であると結論づける。<sup>注6</sup>

では、社会契約説の側から動物の問題について考えるとどうなるだろうか(Carruthers 1992, ch. 5)。まず、ロールズの無知のヴェールの背後でも、契約者たちは自分たちが合理的判断力を持つこと(したがって動物ではないこと)を知っている。だとすれば、動物の利害を直接考慮する必要はない。他方、自分が特に動物に関心を持つような人間かどうかという情報は遮断されるので、この面から動物に関する配慮が入ってくることもない。したがって、契約説では動物の利害は直接の道徳的配慮の対象にはならない。かといって、自分が合理的行為者かどうかという情報まで遮断してしまうとなると、今度は動物に文字通りに人間と同等の権利を与えざるをえなくなり、功利主義への反論のところで見たとような、強く直観に反する帰結につながってしまう。

他方、スキャンロンのバージョンでは、ある生き物が道徳的な地位をもつかどうか、

<sup>注5</sup> 「性格の質功利主義」でこの直観が説明できる可能性をカラザースは考慮するが、彼の結論は否定的である(Carruthers 1992, pp. 71-72)。もし動物の苦痛が人間の苦痛と同列に扱われるのが望ましく、他方われわれが動物の苦痛を過小評価しがちな自然な性向を持つとすれば、われわれが身につけるべき性格(徳)とは、動物の苦痛をむしろ誇張するような性質のものであろう。これは、現にわれわれが望ましいと考える性格とは一致しない。

<sup>注6</sup> これは、実際、動物解放論の理論的アキレス腱となってきた問題である。最近では、解放論者のデグラジア(DeGrazia 1996, 226-254)が、このように動物の死と人間の死の間に明確な境界を引くことで動物解放論とわれわれの直観との最低限のつじつま合わせをはかる戦略を'life move'と名付けて詳細な検討を行っている。彼は、life moveに関してわれわれがとりうる態度を6つに分類する(DeGrazia 1996, 250-251)：1 平等な配慮の原理を放棄する；2 生命への欲求の議論に基づいてlife moveを行う；3 仮説的な選択に基づいてlife moveを行う；4 主観的な価値理論の内部で量的なlife moveを行う；5 客観的な価値理論の内部で質的なlife moveを行う；6 lifemoveを否定して、平等主義を採用する。デグラジアは、このすべての選択肢に問題があるとしながらも、4と5についてはほかのものよりもまだしもまだという判断を示している。

つまり社会契約の当事者と見なせるかどうかは「その生き物に対してある行為のポリシーを正当化するという考えが意味をなすかどうか」によって決まる(Scanlon 1982, p.113; Carruthers 1992, p. 142)。これはスキャンロンの考える社会契約の本質から直接に導き出せる条件である。他方、仮に動物に言語能力があるとしても、こうした正当化に必要な抽象的な概念を獲得するにはほど遠く、したがって動物はスキャンロン流の契約の当事者たりえない。

カラザースは、以上のような契約説の考え方からも、われわれの直観に反する結論が出るように見えることを認める。カラザースが問題にする直観は、大きく分けて二つある。まず、以上のような契約説の考え方によれば、動物は人間の利害と関わる場合にのみ配慮されることになるが、われわれは動物にもある程度それ自体としての価値を認めるように思われる。カラザースの使う例は次のようなものである(Carruthers 1992, pp. 108-109)。ある人が、決して地球に戻ってこない宇宙船にモナリザの絵と猫一匹をつれて乗り込んで旅立ったとする。彼女は気晴らしにモナリザの絵と猫のどちらかをダーツの的に使いたいと思ったとしよう。ここで、直観的に、彼女以外のいかなる人間にも影響がなくても、猫をダーツの的に使うのは道徳的に悪い行為だと考えられる。もう一つの直観は、すでにリーハイの議論の中でも出てきた、限界事例の問題である。社会契約説は、幼児・老人性痴呆症患者・知的障害者など人類のかなり大きな部分を契約の当事者から除外してしまう。したがって、彼らを殺すことは、彼ら自身の権利の侵害にはならないことになってしまうが、これは非常に直観に反する(上の例で、猫のかわりに身よりのない老人性痴呆症患者を宇宙船に連れ込んだと考えてみるとよい; p. 111)。カラザースは、かなりの紙幅をさいて、これらの直観が契約説の観点からどう処理できるかを論じる。

まず、第一の、動物自身の利害が問題になるように見えるケースを考える。カラザースは、ここで、「性格の質功利主義」と並行的に、性格に関する判断を契約説に持ち込むことを提案する(ch. 7)。つまり、社会契約の内容として、行為のルールだけではなく、各人がどのような性格を涵養するべきか、という事項も含まれる、と考えるのである。すると、宇宙船の中で猫をダーツの的に使うのが道徳的に悪いのは、その行為が社会契約の観点から望ましくない性格(残忍さ)を表しているからであると考えられることができる。もっとも、反解放論者として、カラザースは、この要請が動物解放につながるわけではないと付け加えるのを忘れない。宇宙船の例で残忍さのしるしと考えられるのは、猫の苦痛と引き替えに得られるのが気晴らしという些末なものでしかないからである。しかし、動物解放が問題となる多くの場合において、引き替えとなるのはもっと重大な利害である。安い肉や化粧品を作るために動物を犠牲にする場合ですら、そうした作業に従事する人々自身にとっては、「家族を養わなくてはならない」といった重大な利害の問題が絡んでくるのである(pp. 159-160)。

では、第二の、限界事例の問題はどうだろうか。この問題については、われわれの多くが自分の赤ん坊をもつであろうということ、あるいは我々の誰もが老人性痴呆症患者になる可能性をもつこと、などを理由に、契約者たちがこれらの人々の権利も保護されるべきだと考えるだろう、という論法もある。しかしカラザースはこれらの論法がうまく行くとは考えない。というのも、特にスキャンロンのバージョンで考えた場合、子どもを持つつもりで全くない人、ぼけた後の自分は自分だとは認めない人などはそうした一般的なルールを拒絶するであろうからである(pp. 111-114)。カラザース自身は滑りやすい坂道の論法と社会の安定性からの議論の二つを使う。

まず、滑りやすい坂道の論法から見ていこう(pp. 114-117)。議論の基本的な構造は簡単である。合理的な行為者と、人類のそれ以外の構成員との間には、明確な線をひくことはできない。したがって、こうした限界事例の人々に対して権利を認めないことにすれば、それは容易に合理的行為者の権利まで侵害するかたちで悪用されてしまうだろう。これを防ぐには、人類の構成員全てに完全な権利を認めることにしておくのが手っ取り早い。これに対し、動物と人間との境界線は明確なので、このような配慮は必要ない。それならば合理性の程度に応じて権利の度合いも増やすようなルールにしたらよ

いではないか、という反論も考えられるが、社会契約で選ばれるルールは、それほど理論的に洗練されていない人でも容易に使えるように、ということ配慮する必要がある（ここでカラザースが再びヘア流の二層理論に類する構造を導入しているのに注意）。したがって、適用にあたって洗練された量的な考慮の必要なルールを採用するのは得策ではない。また、この滑り坂の論法を使えば中絶も禁止されることになるのではないかとという反論も考えられるが、それはわれわれの胎児に対する態度と生まれた後の幼児に対する態度の間の落差を考慮しない議論である。われわれ自身がそこに大きな落差があると感じる以上、胎児に権利を認めなかったからといってその影響が簡単に嬰兒にまで及んだりしない。

もうひとつの社会の安定性からの議論(pp. 117-118)は、先に挙げた、人々は自分の子孫の福利について、年令や知的能力に関わらず強い関心をもつという事実依拠している。ただし、カラザースはそれを社会契約の中で直接使うのではなく（これが上で否定された論法）、そのような人々が構成する社会で限界事例の人々に権利を認めないことが社会的な不安を引き起こすだろう、という間接的な形で導入するのである。契約者たちはそのような不安定な社会を望まないであろうから、限界事例の人々にも完全な権利を付与するようなルールが選ばれることになる。

カラザースはさらに、これらの議論に対する可能な反論として、実際に嬰兒殺しを認める社会が存在し、これらの社会では「滑り」も起きず安定した社会生活が営まれているのではないかと、という人類学的反論を考察する(pp. 118-121)。カラザースは、そうした社会とわれわれが社会契約によって選ぶ際の選択肢となる社会との差を指摘することで答える。まず、そうした社会には嬰兒殺しを認めるための強力な宗教的・慣習的基盤がある。さらに、そうした社会の多くは生き残りぎりの線で存在しているために一種の非常手段として嬰兒殺しによる人口調節がはかられているという側面もある。われわれの社会においてどのようなルールが望ましいか考える上では、このようなシチュエーションはとりあえず無視してかまわないだろう。

以上のような考察から、カラザースは、スキャンロンのバージョンの社会契約説は、十分に強力でありかつまたわれわれの直観とそれほど無理なく整合させることができる、と結論付ける。したがって、反省的均衡の観点からいって、この理論は処理しきれない問題の残る功利主義よりも優れている。これは同時に、論争の的となっている動物の扱いについては契約説的な考え方を当てはめた方がよい、ということでもある。

以上、カラザースの契約説的な反動物解放の議論を見てきた。この議論は、理論的な洗練と反論へのきめ細かな配慮の点で、動物解放を巡る論のなかでももっとも高い水準にあるもののひとつといえる。特に、契約説の観点から望ましい性格や単純で使いやすい直観的ルールの必要性を論じる議論は彼の他にはあまり見受けられず、この点は彼の功績として評価すべきであろう。ただし、デグラジアなどが言うように、彼の議論が依拠する経験的事実（心理的な滑りやすさの問題など）は必ずしも疑問の余地のないものではない(DeGrazia 1996, 54-56)。デグラジアは、また、カラザースの、動物自身の利害が問題となると直観的に考えられる事例の取り扱いが不十分であるとも論じるが、このような直観がどの程度自明で動かみにくいものかというのはデリケートな問題である。

## 2 動物解放論側の理論的發展

以上のように反動物解放の側が理論的な洗練を深めていく間に、動物解放論の側が理論的に停滞していたわけではない。以下では、そうした理論的發展の中で、リーハイやカラザースの議論との関係で興味深いものをいくつかとりあげる。

### 2 - 1 サポンツィスの議論----知的能力の非重要性

次に、スティーブ・サポンツィスの議論を紹介する(Sapontzis1987)。動物解放派と反解放派の間の議論はしばしば、理性やその他の高度な能力がどれほど道徳的に重要であるか、という点を巡って対立する。この際、動物解放派が提示する議論は、理性の有無をもって動物を切り捨てるなら幼児・精神障害者はどうなるのか、という限界事例に訴

えて終わり、というものが多い。しかし、サポンツィスは、こうした限界事例からの議論は実はあまり説得力がないと考え、むしろ道徳的な観点からは理性はあまり重要ではない、という点を積極的に問題化すべきだと論じる。

まず、サポンツィスはなぜ限界事例からの議論がうまくいかないと考えるのか見ておこう。彼によると、たとえば、「他者の道徳的な権利を尊重する能力のある者だけが道徳的な権利を有する」という相互性の原理は、「他者の道徳的な権利を尊重する能力をこれから持つであろう、または少なくともぎりぎりのレベルで持つ、またはこれから再び持つかもしれない、またはかつて道徳的権利を尊重していた者だけが道徳的な権利を有する」という形に書き改めれば、限界事例のほとんどを包括してしまう(p.141)。確かに非常に極端な事例はこれで包括できずに残ってしまうけれども、一般的な道徳原理にとって大事なものは、日常的に出会う可能性のある事例を処理できることであって、そのような極端な事例を処理することを目的とするものではない。

人間の合理的判断力が道徳的な地位を持つ上で重要なのだ、という議論にはさまざまなバリエーションがある。サポンツィスは、それぞれの議論の問題点の指摘に、合理性は道徳にとってあまり重要ではないという一般的な反論を組み合わせることで、この方面からの議論を封じようともくろむ。

まずサポンツィスが指摘するのは、合理性という概念は、強い指令的な意味とともに、豊かな記述的内容を含む言葉だということである(ch. 1)。そうした内容の例として、感情的にならないこと、事実と直面すること、その道のプロのやり方に従うこと、レトリックに頼らないこと、精神的に強靱であること(怪しげな啓示や直観などにすぐふらふらと頼ってしまったりしないこと)などは、その反対に比べて「合理的である」とみなされるであろう。しかし、このような精神的な特性が、自己利益や道徳原理の要請する様々な目的(一般の福利、正義、人権の維持など)のための効果的な手段であるとは限らず、かえって非常に感情的な行動が、結果として自分のためないし社会のためになることはよくあることである。この意味から、合理性に特権的な地位を与える理由はない。この結論を避けるために、そうした規範的要請にかなう行動が合理的である、というように、合理性という語を記述的な内容を取り去る形で定義しなおすなら、今度は動物が合理的でないことを主張する根拠が非常に怪しくなる。

サポンツィスはさらに進んで、通常の人間並の知的能力をそなえることが道徳的行為者であるための必要条件である(そして道徳的行為者だけが道徳的な地位をもつ)とするカント流の議論のさまざまなバージョンを考察する(ch.3)。まず、ある行為が道徳的な行為であるためには、行為者がその行為が道徳的に望ましいということを認識している必要がある、という形式の議論がある。しかし、道徳的行為に関する通常の判断を見る限り、こうした要請が存在するようには思われぬ。とっさに何も考えずにおぼれている子供を助けてしまうような行為は道徳的行為として賞賛される。あるいは、理性を持つものだけが自由に行為でき、自由でない行為は道徳的行為ではない、という議論もある。しかし、ここで自由は行為の責任を負わせるための必要条件と考えられているわけだが、われわれは犬に対しても責任を負わせる(悪いことをした犬を罰したりするなど)。だとすれば、われわれの慣習のレベルからいえば、犬もまた責任ある自由な行為者として扱われているわけで、自由な行為者であるために通常の人間の知的能力は必要ないことになる(ここではリーハイと同じ言語ゲーム的発想が動物に自由を認めるという逆の文脈で用いられていることに注意)。また、道徳的行為は、世界観や人生観の反映として行われなくてはならない、という議論に対しては、「完全に道徳的な(fully rational)」行為であるための条件としてはこれも認められるが、道徳的な行為一般への要請としてはやはり厳しすぎる、と論じる(ふたたび、第二の天性として無意識に道徳的行為をしてしまう人の例が挙げられる)。サポンツィスは動物解放の理論として特定の理論的枠組みへのコミットメントはないと言うが、以上のような論法が徳理論的な思考法を反映しているのは明らかであろう。

以上の議論をよく読めばわかるように、これだけでは、契約説の観点から、契約に必



要なだけの知性を要求する議論への直接の反論とはなっていない。<sup>注7</sup> サボンツィス自身、互惠関係に道德の基礎を置く議論には別の反論を用意している。彼は、動物の問題を相互性に基づく倫理理論で処理するのは根本的に間違っていると考える(pp. 142-144)。道德というものの存在理由の一つは弱者を強者から守ることである。たとえば、人間同士の間でも、ふたりの人の一方が他方に対して一方的に危害を加えることができる立場にある場合、公平さの配慮が要求するのは強者の側の行動が制限されることであって、弱者の側の行動に制限を設ける必要はない。同様に、今、人間と動物の間は、人間が動物を一方的に搾取できる関係にある。そうした関係の考察に互惠性を持ち込むのは場違いである。もしこの議論が妥当ならば、相互性に重きを置くりーハイやカラザースの社会契約説からの議論は反動物解放の議論として不適當だということになる。

ひとつ注意しておく必要があるのは、サボンツィスの議論は、一貫して複数主義的な価値論を前提としているということである。合理性を（普通の記述的内容のもとで）それ自体として尊重する態度や、あるいは互惠性を道德の重要な側面としてとらえる態度そのものが否定されているわけではない。しかし、そうした考えが動物と人間の間の厳格な差別待遇のために使われるためには、合理性や互惠性が道德においてほかの価値よりもはるかに大きなウェイトを占めるということを示す必要がある。サボンツィスの目標は、反動物解放論の側にそうした立証責任があることを示すことにあるのである。

以上のようなサボンツィスの議論は、いくつもオリジナルな論点を提供している（ここではその一部しか紹介できなかったが）。我々は人間の知的能力のいったい何に価値を見いだすのか、という問題は、動物解放の文脈を離れても、もっと考察されるべき問題であろう。ただ、社会契約説タイプの議論への反論としては、サボンツィスの議論はやはり弱いと言わざるをえない。契約説は「なぜわれわれは道德的であらねばならないのか」という問いへの答えでもあり、その意味で契約説の互惠主義と具体的な道德的価値としての公平性の配慮を同列に比較するのは、契約説の立場から言えば一種のカテゴリー・ミステイクであろう。

## 2-2 ドーキンスの議論----人間と動物の間の滑り坂

The Great Ape Project (Cavalieri and Singer 1993)は、動物解放の中でも、特に大型類人猿の解放に焦点を絞って、哲学者だけではなく動物行動学などさまざまな分野からの議論をまとめた本である。この本の登場自体、動物解放論論争における一つの画期的な出来事であるが、この中で提示される議論にも注目すべきものがいくつかある。ここでは、「利己的な遺伝子」の議論でよく知られている進化論学者、リチャード・ドーキンスの進化史からの論点を紹介したい(Dawkins 1993)。

先に見たように、カラザースの議論は、動物と人間の間ははっきりしているののでそこでは滑り坂の問題は生じないという前提で組み立てられている。しかし、ドーキンスの考えでは、動物と人間の間にも実は目に見えない滑り坂が存在する。人間と他の動物（特に大形類人猿）との血縁関係はかなり知られるようになってきている。人類が類人猿と分岐した正確な年代については異論があっても、同じ先祖から徐々に分岐してきたことを現在疑うのは創造論者など非常に極端な立場の者だけである。この進化の過程において、人間からチンパンジーと共通の祖先にさかのぼり、そこからチンパンジーまで下ってくる間の各世代間では、上の世代と下の世代の間の差は目に見えないほどであり、当然交配も可能である。<sup>注8</sup> つまり、生物学的種の間での区分は、普通に考えられるほど截然としたものではなく、人為的な側面がつよい。

<sup>注7</sup> 動物が最低限の意味で道德的行為者であることが示せば、互惠性の条件も満たす、つまり動物と人間の間には契約的關係が成り立ちうる、と考える論者もいる(Watson 1979)。もしそうであれば、サボンツィスのこれまでの議論で動物も契約に参加できるとする論拠になるであろう。しかし、互惠關係の成立には、単に道德的に行為する能力だけでなく、相手の出方次第で自分の行動を変化させる能力がなくてはならないだろう（繰り返し囚人のジレンマゲームなどを考えてみるとよい）。大型類人猿のこの能力についてはいくらか示唆的な証拠もある(ドゥーヴァール1998など参照)が、まだ確立された事実だとはいえない。

<sup>注8</sup> セグロカモメの場合には、この中間形態が地理的な分布という形で現実に存在している。つまり、分布域の端と端のグループの間では交配は不可能だが、途中は交配可能な中間形態の連鎖によってつながれているとのことである(Dawkins 1993, p. 82)。

ドーキンスは、そのように連続したものに対し、「人権」のような、あるかないかの二分法に基づく概念を適用することの愚かさを説く。たとえば、歴史的に存在してきた人類とチンパンジーの中間形態の内、いったいどこまでが人権をもち、どこからが全く人権を持たない生き物なのだろうか。もちろん、現実には人間と他の類人猿の中間的形態はすべて絶滅してしまっている。しかし、ドーキンスが言わんとするのは、このように非常に偶然的な事実頼らざるをえないような道徳理論は根本的に問題がある、ということなのである。

実のところ、ドーキンスのこの考え方によれば、Great Ape Projectの「大型類人猿にも平等な人権を」という主張もまた、不連続性に基づく道徳という意味で、同じ穴の貉である。しかしながら、「残念ではあるけれども、我々の社会規範が不連続な考え方しかできない法律家と神学者に支配されている以上、量的で連続的に分布する道徳を提唱するのは時期尚早である」(Dawkins 1993, p. 87)。というわけで、次善の提案として、ドーキンスはGreat Ape Projectに賛同するのである。

この議論がうまく行くなれば、カラザースのように滑り坂議論によって限界事例を取り扱う議論は窮地に立たされるであろう。しかし、実は今の形ではドーキンスの思考実験はカラザースへの脅威とはならない。カラザースが援用するスキャンロン流の契約説では、契約において遮蔽される情報は何も無い。従って、人類とチンパンジーの間の中間形態が現存しないこと、またその状態では心理的な滑り坂（現存するチンパンジーの虐待が人間の虐待へずると拡大したりといった）は働かないことは、社会契約をする上での前提として扱ってよい。この点は、倫理学理論がどれだけ普遍的であるべきか、という点とも関わってくるだろう。

しかし、ドーキンスの指摘が今の反動物解放の議論の脆弱な部分をついているのも確かである。たとえば、今後遺伝的操作によって人間とチンパンジーの中間形態をもつ個体が産み出された場合、ドーキンスが言うとおり、両者の間の明確な線の存在を前提として構築された倫理理論は大幅な修正をせまられるだろう。

### 3 まとめと展望

以上、近年の代表的な反動物解放論の著作二つと、その論点との関わりで興味深い動物解放側の新しい論点二つを紹介した。限界事例の扱い方についての双方からのさまざまな論点など、活発に新しい論点の生産が行われている様子がわかっていただけだと思う。

以上のまとめとして、いくつか一般的な観察を述べたい。まず一つ気がつくのは、どういう直観は満足されなくてはならないかについて、動物解放派と反解放派のあいだでゆるやかな合意ができつつあるという点である。たとえばカラザースは動物の利害がそれ自体として問題となる事例があることを認めるし、ほとんどの解放派の論者は人間の命と動物の命の選択の問題になれば人間の命の方が常に優先されるということに同意する。限界事例の扱い方についても、議論の筋道はともかく、知的障害者の権利を今より制限・剥奪する方向で論を立てる者はいない。逆に、こうした緩やかな合意がなければ実り多い議論は期待できないだろう。

もう一つ気づくのは、動物解放の理論的論争が、80年代以降の倫理学理論全般での議論の進展、例えば反普遍主義的な倫理や徳理論の隆盛などをめざとく取り入れている点である。そのため、初期のシンガー流功利主義のような強力な理論的装置は陰をひそめ、理論的にはむしろ折衷主義に近い形を取る議論が増えているようである（カラザースの首尾一貫した契約説の使用はむしろ例外的である）。こうした折衷主義は、穏健な結論（解放側であれ反解放側であれ）に達するには不可避だと思われるが、リーハイの議論について指摘したように、全体として不整合な議論になりかねないので注意が必要である。

最後に、この論争のかなりの部分が、経験的な事実、特に動物の知的能力に関する事実を依拠していることは注意に値する。動物の言語能力、契約を理解する能力について

は、動物行動学から日進月歩で新しい知見が出てきているところでもあり、動物解放論争の行方は、部分的には動物に関する今後の発見に依存するところが大きいと言えるだろう。

文献（本文中で言及したもの）

- Carruthers, P. (1992) The Animals Issue: Moral Theory in Practice. Cambridge: Cambridge University Press.
- Cavalieri, P. and Singer, P. eds. (1993) The Great Ape Project: Equality Beyond Humanity. New York: St. Martin's Griffin.
- Dawkins, R. (1993) "Gaps in the mind" in Cavalieri and Singer 1993, 80-87.
- DeGrazia, D. (1996) Taking Animals Seriously: Mental Life and Moral Status. Cambridge: Cambridge University Press.
- Frey, R.G. (1980) Interests and Rights: The Case against Animal Rights. New York: Oxford University Press.
- Hare, R. M. (1981) Moral Thinking: Its Levels, Method, and Point. Oxford: Oxford University Press.
- Hargrove, E. C. ed. (1992) The Animal Rights/ Environmental Ethics Debate The Environmental Perspective. Albany: State University of New York Press.
- Leahy, M.P.T. (1991) Against Liberation: Putting Animals in Perspective. New York: Routledge.
- Regan, T. (1983) The Case for Animal Rights. Berkeley: University of California Press.
- Sapontzis, S.F. (1987) Morals, Reason, and Animals. Philadelphia: Temple University Press.
- Scanlon, T. (1982) "Contractualism and Utilitarianism", in A. Sen and B. Williams (eds.) Utilitarianism and Beyond. Cambridge: Cambridge University Press.
- Watson, R. A. (1979) "Self-consciousness and the rights of nonhuman animals and nature", in Environmental Ethics 1, 99-129.
- Wittgenstein, L. (1953) Philosophical Investigations. New York: Macmillan.
- . (1967) Zettel. G.E.M. Anscombe and G.H. von Wright (eds.). Oxford: Blackwell.
- ドゥ = ヴァール、F. (1998) 『利己的なサル、他人を思いやるサル』西田利貞・藤井留美 訳、草思社

## 動物解放を巡る邦語文献表

### 1 翻訳

- ピーター・シンガー 『動物の解放』戸田清訳 技術と人間 1988年  
Peter Singer, Animal Liberation (1975)の訳
- J. メイソン、P. シンガー 『アニマル・ファクトリー』高松修訳、現代書館 1982年
- ピーター・シンガー 『実践の倫理』山内友三郎訳、塚崎智監訳 昭和堂1991年  
Peter Singer, Practical Ethics (1976) の訳。特に第3章、第5章で動物の解放の問題をあつかっている
- ピーター・シンガー 『実践の倫理[新版]』山内友三郎訳、塚崎智監訳 昭和堂1999年  
同書第二版の訳。
- ピーター・シンガー編 『動物の権利』戸田清訳 技術と人間 1976年  
Peter Singer, In Defence of Animals(Blackwell, 1985)の訳。
- ローレンス・プリングル 『動物に権利はあるか』田邊治子訳 NHK出版 1995年  
Lawrence Pringle The Animal Rights Controversy (1989)の訳。動物権運動の論点の紹介。やや動物権運動に批判的か。
- ハンス・リュージュ 『罪なきものの虐殺』荒木敏彦、戸田清訳、新泉社1991年

動物実験の歴史に関する丁寧な叙述。

ジェームズ・ターナー『動物への配慮---ヴィクトリア時代精神における動物、痛み、人間性』 斎藤九一訳、法政大学出版局 1994年

James Turner, Reconciling with the Beast: Animals, Pain and Humanity in the Victorian Mind (The Johns Hopkins University Press, 1980) の訳。 19世紀中ごろに盛んとなった動物愛護運動、動物実験廃止運動などの動機分析。

デズモンド・モリス『動物との契約: 人間と自然の共存のために』 渡部政隆訳、平凡社 1990年

小原秀雄監修『環境思想の系譜3 環境思想の多様な展開』 東海大学出版 1995年

本書の中で動物解放論に直接関わりのある解説、翻訳は以下の通り

鬼頭秀一「解説 環境と倫理」 pp.8-20

トム・レーガン「動物の権利の擁護論」 青木玲訳 pp. 21-44

J.B.キャリコット「動物解放論争---三極対立構造」 千葉香代子訳 pp. 59-80

マイケル・W・フォックス「なぜ動物の権利が必要か」 原子和恵訳 pp.96-104

シュレーダー=フレチェット編『環境の倫理 上』 京都生命倫理研究会訳 晃洋書房 1993年 第5章「動物の権利」でシュレーダー=フレチェットの序論とともに以下の論文を収める

ピーター・シンガー「動物の解放」 村上弥生訳 pp.187-207

マイケル・A・フォックス「『動物の解放』 ---一つの批判」 榎則章訳 pp. 207-232)

ジョエル・ファインバーグ「動物と生まれざる世代のさまざまな権利」 鷓木奎治郎訳 『現代思想』 vol.18 no. 11 1990年11月 pp. 118-142

その他、動物解放を主な話題としているわけではないが、参考になる邦訳文献

ロバート・ノジック『アナーキー・国家・ユートピア』 嶋津格訳、木鐸社1998年

pp. 56-67に動物の解放をめぐる議論がある。

ロデリック・ナッシュ『自然の権利』 松野弘訳、TBS ブリタニカ1993年(文庫版、ちくま学芸文庫1999年)

第5章「哲学の緑化」で動物解放論と全体論環境哲学との対立を扱っている。

ドナルド・R.グリフィン『動物の心』 長野敬・宮木陽子訳、青土社 1995年

動物の心的能力に関する紹介。 pp. 402-412で動物の心的能力と動物解放論との関わりをとりあげている。

ドゥ=ヴァール、F. (1998)『利己的なサル、他人を思いやるサル』 西田利貞・藤井留美訳、草思社

末尾にGreat Ape Projectについての簡単だがネガティブなコメントがある。大型類人猿の研究者すべてがGreat Ape Projectに好意的というわけではないことが分かる。

## 2 論文紹介

H.J.マクロスキー「動物実験の道徳的是非に関する論争」(松川俊夫による紹介) in 『応用倫理学研究 II』 千葉大学教養部倫理学教室、1993年、pp.291-296.

トム・L・ビーチャム「動物実験を伴う研究を正当化する際の諸問題」(松川俊夫による紹介) in 『応用倫理学研究 II』 千葉大学教養部倫理学教室、1993年、pp.297-302.

トム・レーガン「動物の権利」(斎田誠一による紹介) in 『応用倫理学研究 II』 千葉大学教養部倫理学教室、1993年、pp.303-307.

J. ファインバーグ「動物と生まれざる世代の諸権利」(鷓木奎治郎による紹介) in 『生命と環境の倫理研究資料集』 千葉大学教養部倫理学教室、1990年、pp.178-185.

## 3 哲学論文

山内友三郎「シンガーの動物解放主義」 in 『プラクティカルエシックス研究』 千葉大学  
教養部倫理学教室編、1994年 pp.147-159  
加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー1991年  
(第11章で動物などへの権利の拡張をめぐるファインバーグの議論を紹介)  
平石隆敏「動物解放の理論」 in 加茂直樹、谷本光男編『環境思想を学ぶ人のために』(世  
界思想社、1994年) pp. 184-198.  
本庄重男、野口淳夫「異種移植にかかわる生命倫理上の問題」 in 『生命倫理』 vol.4 no.1,  
30-34. (1994)  
平石隆敏「動物への配慮---個体主義的なアプローチ」 in 『生命倫理』 vol. 6 no. 1 75-78  
(1996).  
渡辺啓真「人間・動物・環境」 『生命倫理』 vol. 6 no. 1 79-83 (1996).

#### 4 活動家系出版物、その他

動物解放運動の自費出版物については、次項に出てくる各種団体のホームページを参  
照。

野上ふさ子『動物実験を考える---医学にもエコロジーを』三一書房1993年  
蒲原聖可『ベジタリアンの健康学---ダイエットからエコロジーまで』丸善ライブラリー  
1999年  
ベジタリアンと動物解放論の関わりについてはあまり触れていないが、ベジタリアン  
食の実際について栄養学的な観点からわかりやすく論じている。  
中野健司他『実験動物入門---初めて動物実験を行う人のために』河島書店1988年  
本書ではpp.17-25において動物実験の倫理的側面に研究者としてどう対処すべきか  
という問題が触れられている。  
環境庁『平成11年版 環境白書各論』大蔵省印刷局1999年  
pp. 202-211で野性動物の保護に関する政府の見解ととりくみをまとめている。  
梅崎義人『動物保護運動の虚像---その源流と真の狙い---』成山堂書店、1999年  
クジラ、ゾウ、タイマイなどの保護運動に関する批判。

#### 5 インターネット

動物権運動に関するページは多いので、ここでは代表的なもののみをとりあげる。

邦語

<http://www.jca.apc.org/ava-net/index.html>

動物実験廃止・全国ネットワークのホームページ

<http://www.enviroweb.org/java/indexJ.html>

動物実験の廃止を求める会のホームページ

<http://www-miya.ics.es.osaka-u.ac.jp/wakamiya/ARK/index.html>

アーク(アニマル・レフュージュ・カンサイ)のホームページ

<http://www.corcocu.co.jp/CCONA/>

自然と動物を考える市民会議のホームページ

<http://www.jca.ax.apc.org/alive/>

地球生物会議(ALIVE)のページ

<http://www.jalas.or.jp/index.html>

日本実験動物学会のページ

<http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/shakai/ethics/guide2-1.html>

<http://www.educ.kumamoto-u.ac.jp/shakai/ethics/guide2-2.html>

熊本教育大八幡英幸氏による動物権関係の用語・文献紹介。本稿で紹介した文献につ

いても、もう少し詳細な紹介が読める。

英語

<http://www.animalconcerns.org/>

動物権運動関係の団体の非常に網羅的なリンク

<http://www.ethics.ubc.ca/resources/animal/>

ブリティッシュコロンビア大学の応用倫理センターの動物の福利関係のリンク

<http://ethics.acusd.edu/animal.html>

Ethics Updateの中の動物の道徳的地位関連のリソースを集めたページ

<http://www.greatapeproject.org/>

Great Ape Project のホームページ